

【第6回「靈感商法等の悪質商法への対策検討会：ディスカッション用資料】
宗教的な寄附の法的規制に関する再検討（立法試案を含む）

中央大学大学院法務研究科教授

宮 下 修 一

1. 宗教的な寄附の法的性質

(1) 宗教的な寄附は契約か？

《第3回検討会・宮下提出資料参照》

○ 贈与契約等の既存の契約類型では捉えきれない場合も多い

→贈与・請負・委任の性質を合わせもつ複合契約性を帶びた (+法的拘束力が弱い)

無名契約の可能性

○ そもそも契約と捉えられない場合も存在

[例1] 道ばたにあるお地蔵さんに賽銭や花を供える行為

→明確な名宛人を意識して行っているわけではないのに、特定の相手を念頭に置いた
契約関係が成立したといえるか？

[例2] 他者が所有権に基づいて所有している金銭についても、本来神の所有物であり、
人間の墮落によって奪われたものであるから、その物自体が神=復帰した人間のも
との復帰を望んでいるという教義（第4回検討会・郷路征記弁護士提出資料2〔消
費者法ニュース125号〕2頁）

→寄附をする側は、自らのもとにある神の所有物である（と信じている）財産を返還す
る意思は有しているが、自らの所有物を贈与する等の意思は有していない

→契約であるという認識だけではなく、契約締結の意思もないのに、契約であると擬制
することには無理があるのではないか？

(2) 宗教的な寄附をひとまとめに論じてよいか？

○ 葬儀等で授受されるお布施等と本人の不安をあおる等の不当な行為を前提とした寄
附等は、分けて考えるべきではないか？

→不当な行為による寄附の勧誘・要求等の働きかけを規制すべきではないか？

2. 宗教的な寄附に関する法的規制の方向性

(1) 契約として捉えられる場合に対応可能な法的規制

- 一般的・包括的な取消権の導入（民法＋消費者契約法）

《第3回検討会・宮下提出資料参照》

- 1) つけこみ型勧誘（＝合理的な判断をすることができない状況を利用した勧誘）の一般的・包括的な取消権の導入
- 2) 目的秘匿型勧誘に関する一般的・包括的な取消権の導入

(2) 契約として捉えられる場合だけではなく、捉えられない場合にも対応可能な法的規制

- ① 違法の勧誘又は要求等の働きかけによりなされた寄附の禁止と無効

[立法試案：公益法人認定法17条等を参考して作成]

(宗教的な寄附に関する禁止行為)

宗教法人又はその代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員、仮責任役員、被用者若しくは信者（以下「代表役員等」という。）は、寄附（いかなる名目によるかを問わず、宗教法人又は代表役員等が宗教的な目的で受領する金品又は不動産をいう。以下同じ。）の勧説又は要求等の働きかけに関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 寄附の勧説又は要求等の働きかけを受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に對し、寄附の勧説又は要求等の働きかけを継続すること。
 - 二 罷免その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは不利益を与える事態が生ずる旨を示し、又は死亡した者の供養に必要である等の合理的に実証することが困難な根拠を示して、その不安をあおり、寄附の勧説又は要求等の働きかけをすること。
 - 三 寄附の勧説又は要求等の働きかけを受ける者が寄附をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、寄附の勧説又は要求等の働きかけをすること。
 - 四 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧説又は要求等の働きかけをすること。
 - 五 寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすること。
 - 六 前五号に掲げるもののほか、寄附の勧説若しくは要求等の働きかけを受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。
- 2 前項の規定に違反する寄附は、無効とする。

② 合理的な判断ができない事情を利用した寄附の無効

[立法試案：「民法（債権関係）改正に関する中間試案」等を参照して作成]

(合理的な判断をすることができない事情を利用した寄附の無効)

宗教法人又は代表役員等から寄附の勧誘又は要求等の働きかけを受けた者が寄附をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、宗教法人又は代表役員等が過大な利益を得、又は当該働きかけを受けた者に過大な不利益を与える寄附は、無効とする。

③ 一定金額以上の寄附の無効

○ 年収をベースにして一定金額以上の献金をした場合には、その一定金額を超える部分の献金を無効することも検討

★ ただし、カルト的な宗教団体やその関係者が、勧誘・要求等の働きかけをする対象となる者の年収等を把握することができないように注意が必要

(3) 本人の財産保護を図るための新たな制度の創設

① 成年後見制度（民法7条以下・838条以下）の活用・見直し

《第3回検討会・宮下提出資料参照》

★公益社団法人商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する検討会」の議論を注視

URL : <https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/seinenkoukenseido>

② 本人が合理的な判断をすることができない状況となった場合における一時的な財産管理制度の創設

《第3回検討会・宮下提出資料参照》

○ 例えば、親権停止の審判（民法834条の2）及び親権者による子の財産の管理権喪失の審判（同835条）を参考に、財産管理権の行使が困難または不適当な場合における財産管理権の一時的な停止と、財産に関する権限のみを有する未成年後見人（同868条）を参考に、その間の財産管理制度を創設できないか？

★ ただし、一時的とはいえ、本人の財産管理権を停止することが適切か否かについては、慎重な考慮が必要